

職場環境改善事業

～ストレスチェックと職場環境改善への取組を体験
してみませんか～

【事業の概要】

- ストレスチェックの義務化が予定されている50人未満の事業場について、各種支援等を通じてより良い職場環境を目指します。
- 専門家のヒアリングにより現状把握を行った上で、ストレスチェックや職場環境改善の支援を行います。
- 2年間(2025年5月～2026年12月)通して支援を行います。
- 費用は**無料**です。(国の補助事業)

【対象業種および事業場】

➤業種：製造業、建設業、第三次産業など

➤規模：20人以上50人未満の事業場

※業種、企業全体の規模は問いません。

※労災保険適用事業場が対象です。



【ご実施事項】

➤ストレスチェック及びメンタルヘルス推進体制の整備を支援します。

➤貴社の現状把握や支援内容検討のためのヒアリングやアンケート調査などにご協力をお願いします。

➤期間中に中災防のストレスチェックを行います(年1回計2回)。

➤ヒアリング結果やストレスチェック結果をもとに中災防の専門家により、職場環境改善の支援を行います(年数回)。

【全体の流れ】

現状把握・支援内容検討

- ・ 担当者(専門家)が訪問して事業内容等を説明します。
- ・ 現状把握や支援内容検討のためのヒアリング実施。

ストレスチェック実施

- ・ 中災防のストレスチェックを実施します(年1回計2回)。
- ・ 事業場全体のストレスチェック集団分析を実施します。



支援開始

- ・ ヒアリングやストレスチェックの結果から、相談の上支援内容を決定します。
- ・ 中災防の専門家による支援を実施します(年2回計4～5回程度)。



職場環境改善への取り組みの継続

【事業場で主にご担当いただくこと】

- ストレスチェックの実施にあたり、「ストレスチェック実施規程」の設定をお願いします。なお、作成に当たってはひな形の提供及び専門家から支援を行います。
- ストレスチェックを実施するにあたり、人事権の無い従業員の中から医師の面接指導の勧奨やストレスチェック結果の保存を担当する「実施事務従事者」の選任をお願いします。
- ストレスチェック実施後の医師の面接指導の手配は貴社の方で担当願います。なお、各地にある地域産業保健センターの医師に無償で依頼することが可能です。

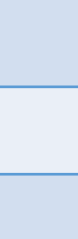


<スケジュール>

2025年度

4月	
5月	 事業説明及び実施体制整備や支援内容検討のためのヒアリング
6月	
7月	
8月	 ストレスチェック実施① 実施者による集計・分析・評価
9月	
10月	
11月	 支援① ・事業場へのFB ・職場環境改善の内容検討
12月	
1月	
2月	 支援② 職場環境改善計画の立案
3月	

2026年度

4月	 支援③ 職場環境改善の実施状況確認	
5月		
6月		
7月	 ストレスチェック実施② 実施者による集計・分析・評価	
8月		
9月		
10月	 支援④ ・事業場へのFBおよび ・次回に向けてのアドバイス (実施方法など)	
11月		
12月		
1月	 働きやすさの主観的な変化の確認 自主的なメンタルヘルス対策実施 のためのアドバイス	
2月		
3月		

【事業の効果】

- ストレスチェック実施により、従業員自身のストレスの把握と改善につながります。
- 個々の事業場に合った職場環境改善を行うことで、従業員の生産性への自己評価が改善し、生産性向上が期待できます。
- 従業員のメンタルヘルスに対する意識、事業場全体メンタルヘルス対策の向上が図れます。

【この事業への参加のご希望・問い合わせ先】

中央労働災害防止協会

健康快適推進部 研修支援課

Tell: 03-3452-3137

Mail: thp@jisha.or.jp

